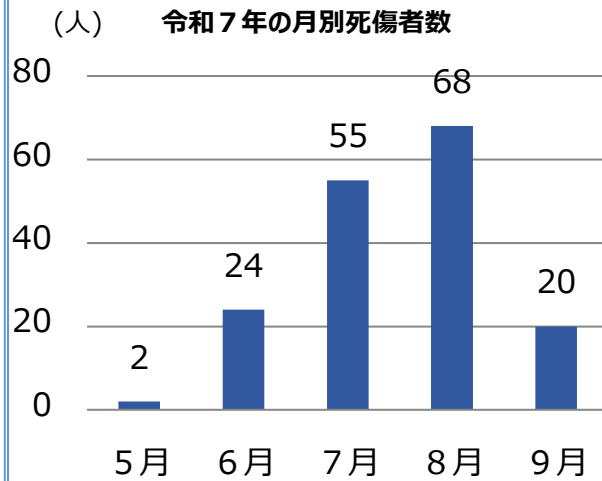
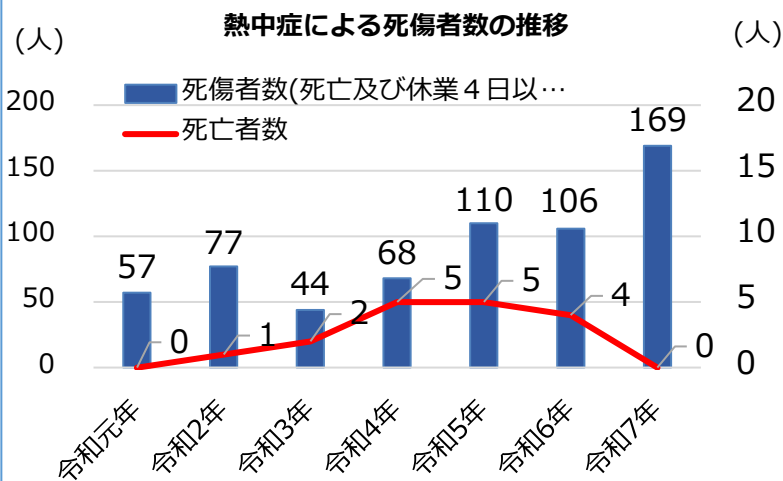


Cool Work TOKYO (7月号)

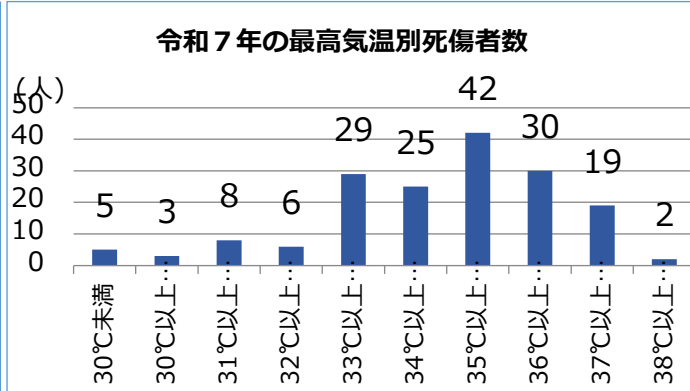
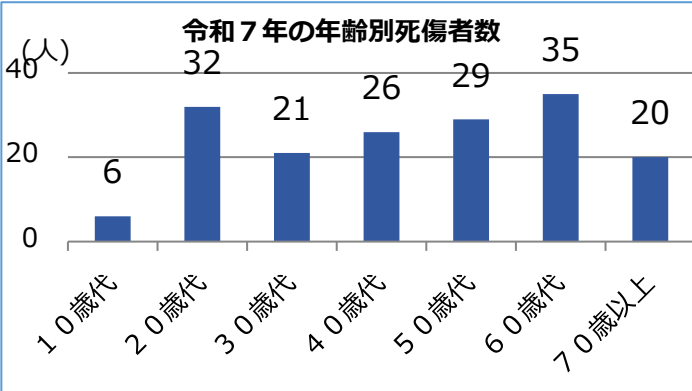
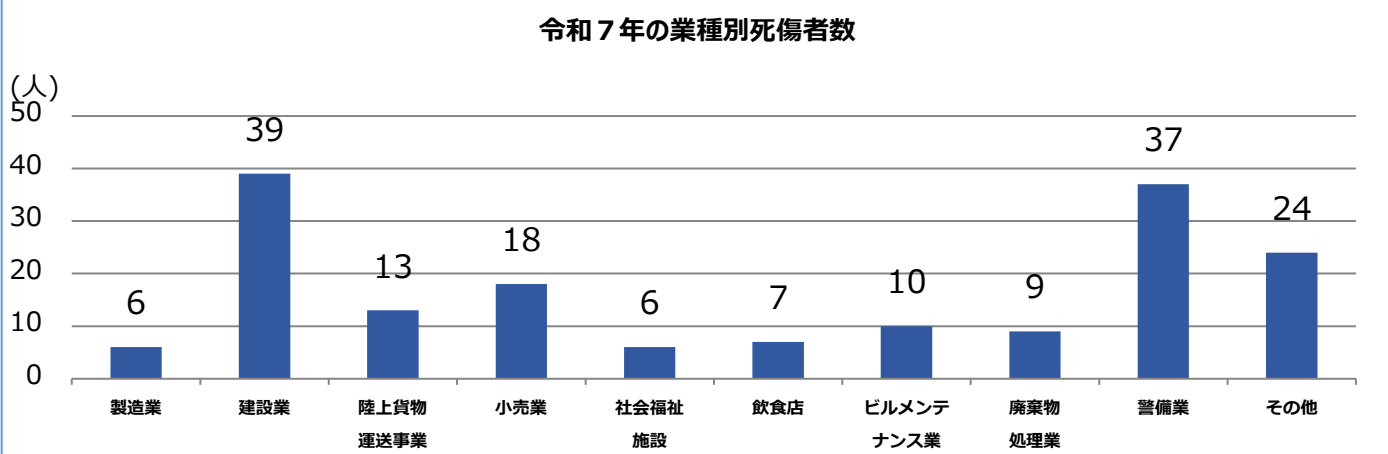
～ 職場における熱中症予防対策について情報発信します ～

東京労働局管内の熱中症による労働災害発生状況 (死亡及び休業4日以上死傷者数)

令和7年は169人と、令和6年より63人増加しました。一方、死亡者数は0人となっており、令和6年より4人減少しました。月別では、全体の7割以上が7月及び8月に発生しています。



令和7年の業種別の死傷者数をみると、建設業、次いで警備業で多く発生し、年齢別では、60歳代が最も多く、次いで20歳代が多くなっており、最高気温別では35℃以上が最も多くなりました。



令和8年5月に発生した熱中症災害


熱中症による休業4日以上¹の労働災害は、5月に5件発生しており、うち2件は、警備員が屋外で交通誘導業務中に発症しました。

また、1件は、小売業の労働者が、レジの周囲をビニールカーテンで囲み、熱がこもった状態でレジ打ち作業を行った結果、発症しました。

令和8年3月18日に**職場における熱中症防止のためのガイドライン**を策定しました！

ガイドラインのポイントは以下のとおりとなっています。

- ・職場における熱中症防止のために熱中症リスクに応じて行うことが望ましい具体的方法を示すことにより、事業者がその業種・業態に応じて適切に選択して取り組むよう促すことを通じて、職場における熱中症防止を図ることを目的としています。
- ・事業者は、湿球黒球温度の値（WBGT 値）の把握などにより熱中症リスクを把握・評価します。
- ・事業者は、熱中症リスクの評価結果に基づき実施することが適切な対策を「作業環境管理」、「作業管理」などから選択して実施することが考えられます。

詳細はこちら 




職場における熱中症防止のためのガイドライン

令和7年6月1日より改正労働安全衛生規則が施行となり
職場における熱中症対策が**強化**されています！

以下の取組が事業者²に義務付けられています。

1 「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある者を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備・関係作業員への周知。

2 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう
①事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
②作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順の作成及び関係作業員への周知。

詳細はこちら 



東京労働局HP内
熱中症予防対策


対象となるのは「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

中小企業事業者の皆さまへ

熱中症予防対策 にエイジフレンドリー補助金をご活用ください

高齢労働者（60歳以上）を常時1名以上雇用し、同労働者が補助対象の作業に就いている場合は、同対策に要する以下の機器等の導入経費を補助する制度があります！

- ・屋外作業等における体温を下げるための機能のある服や、ミストファン、スポットクーラー等その他労働者の体表面の冷却を行うために必要な機器
- ・屋外作業等における効率的に身体冷却を行うために必要な機器
- ・熱中症の初期症状等の体調の急変を把握できるウェアラブルデバイスによる健康管理システム

詳細はこちら 



エイジフレンドリー
補助金制度